

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第六十一号

発電用水利使用規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

発電用水利使用規則

第一條 発電の用に供する爲め河川その他公有水面の水の使用については、河川に関する他の法令に定めるもの、外この規則の定めるところによる。

第二條 発電の用に供するため、河川その他公有水面の水を使用しようとする者は、申請書に左の書類を添えて知事の許可を受けなければならない。

- 一、起業計画説明書（第一号様式）
- 二、起業と他の利水事業との関係調査（第二号様式）

昭和二十六年九月十八日 火曜日
第二千二百四十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

三、工事費概算書（第三号様式）

四、事業計画及びその支出概算書（適宜に調製すること）

五、法人を設立しようとするものにあつては定款

六、法人又は組合にあつては、登記簿の謄本及び定款又は規約

七、地方公共団体にあつては起業についての決議書の謄本

第三條 この規則により知事に提出する書類は理論馬力百馬力以上のものについては三通その他のものについては二通とする。

第四條 第二條の許可を申請しようとする者は、工事費概算書に定める金額の千分の五以内において知事の適當と認める金額を保証金として納付しなければならない。但し地方公共団体の申請に係る場合は、免除する

- 2 前項の保証金は国債、地方債その他知事の确实と認める有価証券で納付することができる。
保証金は、左の場合には還付する。
一、許可を受けた工事がしゆん工したとき又は事業が相当に進行し、知事において成功の見込が確實と認められたとき。
二、不許可又は却下のとき。
三、出願を取り下げたとき。
四、許可の効力を失つたとき。
3、本條の規定により納付された保証金は、河川法第四十一條第一項の損害賠償並びにこの規則第二十條の原形回復及び第二十一條の代執行に要する費用に充当することができる。
4、知事は前項の規定により必要な費用に充当したため保証金に不足を生じたときはその不足に相当する金額を納付させることができる。
5 詐偽の手段により許可又は認可を受けたことが発覚

したとき又は工事施行について違反があつたときは本條による保証金の全部又は一部を還付しないことができる。
第五條 水利使用の許可を受けたものは知事の指定する期間内に左の書類を添えて工事実施の認可を申請しなければならぬ。
一、実施計画説明書(第四号様式)
二、工事費予算書(第五号様式)
2 前項の規定は第六條、第七條第三項、第五項、第六項、第十一條、第十二條及び第二十四條の場合にこれを準用する。
第六條 水利使用の許可を受けた者が第二條又は第五條により許可若しくは、認可を受けた事項を変更しようとするときは関係書類及び図書添えて知事に許可若しくは認可の申請をしなければならぬ。
第七條 水利使用の許可を受けた者は知事の指定する期間内に工事に着手し又はこれをしゆん工しなければならぬ。

- 2 工事の施行について当該吏員の指示があつたときは、これに従わなければならない。
3 左の場合において許可を受けた者が必要と認めるときは第一項の期間の延長を知事に申請することができる。
一、天災その他不可抗力による事故のため期間内に工事に着手し又はしゆん工することができない場合は、その事故のやんだ日より一箇月以内
二、自己の過失でない正当な事由により期間内に工事に着手し又はしゆん工することができないときは期間経過以前
三、知事より設計変更を命ぜられ更に期間の指定を申請したときは、その日から一箇月以内
4、前項の延期の期間は、通じて第一項に指定された期間の半分を超えてはならない。
5、工事に着手したときは遅滞なくその年月日を知事に届け出なければならない。
6、第五條の期間については本條第三項第一号及び第二

号の規定を準用する。
第八條 知事は、この事業により治水上障害を來たすか又はその虞れがあると認めるときは、許可を受けた者に命じてその障害を除却し又はこれを防止するために必要な施設又は措置をさせることができる。
第九條 知事は工事施行のため必要な仮締切、仮道その他の設備又はその作業方法が危害を生ずる虞れがあると認めるときは許可を受けた者に命じてその危害を防止するために必要な施設又は措置をさせることができる。
第十條 工事がしゆん工したときは遅滞なく知事に届け出て検査を受けなければならない。
第十一條 通水又は湛水を開始しようとするときは知事に届け出なければならない。
2 工事がしゆん工前に通水又は湛水を開始しようとする場合は知事に届け出て承認を受けなければならない。
第十二條 この事業のため河川、道路、橋梁、用悪水路その他公共の既設工作物の変更を要するときは、許可

00762

を受けた者はそれらの関係法令の規定に従い当該管理者の許可又は承認を受けなければならない。

第十三條 この事業のため灌漑その他水利及び漁業等に支障を來たし又はその虞があるときは、許可を受けた者は関係者と協議して、適當な措置を講じなければならない。

2 前項の措置については関係者との協議のてん末を具して知事に届け出なければならない。

第十四條 知事は公益のため、必要があると認めるときは許可を受けた者に対し期限を指定して使用水量を制限することができる。

第十五條 許可を受けた者は流量及び水位を測定しその結果を別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

第十六條 知事は、隨時水路及び附属工作物並びに工事に伴つて施設した工作物を検査し必要があると認めるときは、許可を受けたものに命じて相当の工事若しくは設備をさせることができる。

第十七條 知事は左の場合には許可の全部若しくは一部を取消し又は工事の変更若しくは中止を命ずることができる。

一、工事施行の方法若しくは施行後における管理の方法が公安を害する虞があると認めたととき。

二、河川その他公有水面の状況の変更その他許可の後起つた事実により必要があると認めたととき。

三、河川に関する工事を施行し又は許可を与えたもの外に工事使用若しくは占用を許可するために必要があると認めたととき。

四、法律、命令又はこの規則及び許可条件若しくはこれに基いてなした処分に違背したとき。

五、詐偽の手段によつて許可を受けたとき。

六、公益上必要があると認めたととき。

第十八條 左に掲げる場合においては、許可はその効力を失う。

一、公益事業の許可が得られないとき若しくはその許可が取り消されたとき。

00763

二、第五條により指定する期間内に同條の認可を申請しないか又はその不認可の処分があつたとき。

三、第三條により指定する期間内に工事に着手し又はしゅん工しないとき。

四、公益事業令第三十一條の規定により公益事業委員会に指定する期間内にその事業を開始しないとき。

五、電気事業の工事施行認可が得られないとき、若しくはその許可を取消されたとき又は電気工作物の施設の認可が得られないとき。

六、中途にて工事を廢止したとき。

七、法人若しくは組合が解散したとき。

八、事業を廢止したとき。

九、許可年限満了のとき。

十、許可を受けた者が死亡し相続人より相続の届出がないとき。

十一、第五條の認可申請以前に法人が成立しないとき。

第十九條 許可を取り消され又は許可の効力が消滅した場合は、許可を受けた者は、許可指令書を速かに返還

しなければならない。又これを消滅し損じた場合は理由を附して知事に届け出て許可指令書の再交付を求めることができる。

第二十條 許可を取り消され又は許可の効力が消滅した場合、既設工作物があるときは知事は、許可を受けた者に命じてその全部若しくは一部を除去し原形に復させることができる。但し原形に復させる必要がないと認めるときは既設工作物の全部若しくは一部を原形のまゝ知事において管理することができる。

第二十一條 許可を受けた者がこの規則又は許可条件若しくはこれらに基いてなした処分による義務を履行しないか又は履行するも指定の期間内に終了する見込がないとき若しくはその履行の方法が適當でない認めるときは、知事は行政代執行法の例により義務の履行を確保することができる。

第二十二條 この規則又は許可条件若しくはこれらに基いてなした処分による義務のために要する費用は給て許可を受けたものゝ負担とする。

00764

第二十三條 許可によつて生ずる権利義務は他人に移転することができない。但し左に掲げる場合において特に知事の許可を受けたときはこの限りでない。

一、工事がしゆん工したとき。

二、事業が相当に進行し成功の見込みがあると認めるとき。

三、法人の合併によるとき。

四、法人の組織変更によるとき。

五、許可を受けた者が死亡し相続人から願出があつたとき。

第二十四條 法人の発起人若しくは法人でない組合の組合員が許可を受けた場合において発起人若しくは組合員の加入、脱退のあつたときは遅滞なく知事に願ひ出て許可を受けなければならない。

第二十五條 共同出願によつて許可を受けた者は連帯してこの規則又は許可条件若しくはこれに基いてなす処分によつて生ずる義務を履行しなければならない。

附 則

第二十六條 この規則は、公布の日から施行する。

第二十七條 この規則施行前に水利使用の許可を受けた者は、この規則によつて許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この規則施行前に提出した水利使用許可の申請はこの規則によつて提出したものとみなす。

第二十九條 この規則により提出する申請書若しくは、届出の書類はすべて所轄土木出張所經由提出しなければならない。

第一号様式

起業計画説明書

第一起業概要

一、起業者の住所職業氏名 府県郡市町村大字字番地 職 業 氏 氏 名

「会社」ときは会社名及び主な事務所の所在地

二、目的 電灯、電力の供給又は何々用動力

三、供給(使用)区域 府県郡市町村一円又は府県郡市町村所在何々工場若しくは府県郡市町村何々鑛山

四、河川(他の公有水面を含む)名並びに取水口、放水

00765

口の位置

河川名 幹川河川水系何川(河川法施行準用)

河川、普通河川の区別を明記すること

取水口 何県何郡市何町村大字何字何番地

放水口 何県何郡市何町村大字何字何番地

注水口 何県何郡市何町村大字何字何番地

五、使用水量 最大何秒時何立方尺 (何立方「メートル」)

常時毎秒時何立方尺(何立方「メートル」)

六、有効落差 何十何尺(何十何「メートル」)

各河川又は湖沼からの取水量を附記すること。

取水位、放水位(なるべく地理調査所の水準点の高さを基準とすること)総落差及び損失落差を記載し計算書を添えること。

七、理論馬力 最大何馬力

常時何馬力

八、理論水力 最大何「キロワット」

常時何「キロワット」

九、発電力 最大何「キロワット」

常時何「キロワット」

十、年間発生電力量 何「キロワット時」

十一、使用期間 許可の日より何十何年

十二、工事資金及び事業進行の見込工事資金の総額及びその調達方法並びに事業の進行の見込について記載すること。

第二 水路工事

一、計画説明

水路選定の理由及び河水の引用方法の概要を説明すること。

二、貯水池又は調整池

イ、貯水池又は調整池の名称

ロ、堰堤の名称及び位置(左岸、右岸の別にそれぞれ記載すること)

ハ、全容量及び有効容量何立方「メートル」

ニ、利用水深何「メートル」

00766

ホ 湛水面積 何平方「メートル」
へ 使用方法

三、各種工作物の構造の概要
(一) 堰堤 (第何号図参照)

「築造材料、型式、型式選定の理由、基礎地盤の地質、基礎岩盤上湛水面までの高さ、堰堤の長さ、堤体積、可動堰その他構造の概要を説明し特に流木路、魚道、舟筏路、土砂吐の構造を附記すること、なお堰堤の安定に関する計算書を添えること。」

(ロ) 導水路 (第何号図参照)

イ 水路互長 何「メートル」

ロ 水路勾配 何分の一

ハ 構造の概要

「なお通水量並びに水路断面決定の計算書を添えること」

(三) 取水口 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

四 沈砂池 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

(四) 水槽 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

(内) 水圧鉄管路 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

(ロ) 発電所、水車、発電機 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

(ハ) 放水路 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

(ウ) 余水路 (第何号図参照)

何々「構造の概要を説明すること」

四、掘鑿土砂の数量及び処理方法

数量何千立方「メートル」「見積の根拠を(地質に応じ相当の割増を見込み其の増率を附記すること)附記すること」

処理方法

何々「水路予測平面図に示した土砂捨場一ヶ所毎の見積包容積を記載して流出防止のための工作物を設

00767

ける場合はその構造の概要流出の虞がないと認められたものはその根拠を説明すること」

五、切取盛土法面の保護方法

何々

六、水路開鑿のため水路経過地域における山地崩壊防止の方法

何々

第三 使用水量の決定及び使用河川の状態(百馬力未満のものは省略してよ)

一 流域面積 何平方「キロメートル」

二 流域における植林状態「裸地耕地林野の面積の歩合を附記すること」

三 降水量

「流域内の主な観測所の調査に係る雨量表でなるべく長期に亘るものを記載すること。流域内に観測所のないときはその区域を代表する観測所の記録を記載すること」

四 使用河川の流量及びその測定の方法

何々「取水口附近における流量の測定について位置、流域面積、流量(最大豊水量、平水量、低水量、渇水量、最少年平均流量)測定の方法及び測定の時季等を説明すること(測定個所の横断面図を添えること)」

「なお取水口附近に測水所のないときは計画に使用する流量につき前項に準じて採用の理由を附して説明すること」

五、使用水量決定の理由

何々「最大使用水量及び常時使用水量決定の理由を説明すること、なお灌漑その他許可の水利事業並びに舟筏流木魚族の棲息等のため放流する水量、貯水池調整池の使用法、予想負荷等を説明すること」

六、発電所及び取水口附近における最高水位、平水位、最低水位

七、使用河川の勾配及び河床の状態

何々「取水口の上流二千「メートル」の地点より放水口の下流二千「メートル」の地点に亘る使用河川本流の勾配並びにその河床の状態を記載すること」

00768

起業計画説明書には左の図表を添付するものとする。

- 一 供給(使用)区域図
- 「供給区域又は鉄道若しくは軌道經過地を地理調査所刊行五万分の一地形図に記入すること」

二 水路一覽図

「同上図面又はこれと同等の図面に堰堤、取水口、隧道、開渠、発電所放水口等の位置並びに取水個所における流域境界線を記載しなかつて附近において灌漑その他既許可の水利事業があるときはその位置を記載して欄外にその事業者名を記載すること。特に貯水池又は河水の調整池を設けるときはその位置を記入すること」

三 水路予測平面図

「縮尺一万分の一以上とし地形の概略を表わし地名を詳記し堰堤、取水口、隧道開渠、暗渠、水槽、発電所、放水口その他主要工作物の位置並びに掘鑿土砂捨場の位置及び高程基準標の位置並びに取水口堰堤築造のため平水時並びに洪水時における水面の隆

起に起因する影響の範囲を記入すること 特に道路、橋梁用悪水路その他公共の既設工作物の位置を表わすこと」

四 水路予測縦断面図

「縮尺横六千分の一以上縦二千分の一以上とし堰堤、取水口、隧道、開渠、水槽、発電所、放水口その他主要工作物の位置並びに水路を横断する道路橋梁用悪水路その他公共の既設工作物の位置及び取水口及び発電所附近における堰堤築造前及び築造後の最高水位、平水位、最低水位を記入すること。但し高低の基準は可成地理調査所の水準標に準拠して記入すること」

五、河床縦断面図

「縮尺横六千分の一以上縦二千分の一以上とし取水堰堤の高さ及びその上流(取水堰堤のため洪水時における水面の隆起が影響する範囲内)における使用河川本流の河床の状態並びに道路橋梁用悪水路その他公私の既設工作物の位置及び高さを表わして最

00769

高水位、平水位、最低水位及び取水口、堰堤のため平水時並びに洪水時において隆起する水面を記入すること」

六、堰堤及び水路の定規図

「縮尺は適宜とし形状材質及び構造の概要を示すこと」

七、堰堤の安定に関する計算書

八、水路の流量計算書

「導水路及び放水路の定規図毎に調製し符号を附して対照に都合よくすること」

九、有効落差の計算書

「取水位、放水位(なるべく地理調査所の水準点の高さを基準とする)と総落差を記載すること」

十、発電力の計算書

「理論馬力、理論水力、発電力、年間発生電力量の計算を記載すること、なお左の算式によること」

$$\text{理論馬力(馬力)} = 0.117 \times \text{使用水量(毎秒立方尺)} \times \text{有効落差(尺)}$$

ロシ 水力(キロワット) = $9.8 \times \text{使用水量(毎秒立方メートル)} \times \text{有効落差(メートル)}$
 発電力(キロワット) = 理論水力(キロワット) × 水再発電機合成効率

十一、使用河川の流量測定個所の横断面図

「縮尺は適宜とし測定の間所毎に調整して最高水位、最低水位、平水位を詳記し流量計算書と対照するに都合よくすること」

十二、雨量観測表

「附近観測所の調査にして五年以上に亘る月表並びに二年以上の日表」

第二号様式

起業と治水その他公益事業との関係調査

(百馬力未満のものは省略してよ)

一、堰堤の設置に伴う水面の隆起に起因する影響の程度並びにこれに関する施設の概要
 「洪水時における水面の隆起堰堤において何「メートル」洪水量堰堤溢流量その他影響の程度を決定した根拠

(算式とも)を附記すること
 嵩水の影響約何「メートル」(平水時及び洪水時について記載すること)
 何々渠道に氾濫する虞があるので何々をする(その工法は何々又は何々橋を高めるその工法何々又は何々地内堤防を越水するの虞があるので上置工事を施行するその工法何々によつて対岸に影響を及ぼすのでこれに対しては何々をするその工法何々等
 二、灌漑その他既許可の水利事業に及ぼす影響の程度並びにこれに関する施設の概要
 取水口、放水口間及びその上下附近においてこの起業のため影響するものはない。又何々堰灌漑反別何町歩の灌漑のため灌漑時期何立方「メートル」の分水をする等
 三、舟筏の通航流木及び漁業に及ぼす影響の程度並びにこれに関する施設の概要
 舟筏の通航又は流木の慣行はない。若しくは漁業の利なし又は堰堤に舟筏路若しくは魚道を設けるのでこれ
 四、名勝旧蹟等に及ぼす影響の程度並びにこれに関する施設の概要
 この事業のため名勝旧蹟等に影響を及ぼすことはない。又は発電所附近に何々があつてその風致を損するの虞があるので附近に植樹又は何々をなす等
 五、河川、道路、橋梁用悪水路その他公共の既設工作物に影響を及ぼす程度並びにこれに関する施設の概要
 この事業のため既設工作物に影響を及ぼすことはない。又は何々道路若しくは何々用悪水路の附換を要するがその方法は何々とする等
 六、貯水池設置により流出量に増減を来たすが使用河川の下流における用悪水路の舟筏通航及び流木に及ぼす影響の程度並びにこれに関する施設の概要何々
 七、放水口を他の河川に設ける場合関係河川の治水及び水利上に及ぼす影響の程度並びにこれに関する施設の概要何々

第三号様式
 工事費概算書

項目	数量	単価	金額	摘要
創設費 水路				
用地費				
堰堤費				
取水口費				
開渠費				
隧道費				
余水吐、土砂吐 その他水路 附属費				
工槽費				
水費				
水管費				
放水路費				
水車費				
諸建物費				
補償費				
掘鑿土砂処理費				
山地崩壊防止費				

第四号様式
 実施計画説明書
 第一 実施計画の概要
 一、起業者氏名
 二、目的
 三、供給(使用)区域
 四、河川(他の公有水面を含む)名並びに取水口、放水口の位置
 五、使用水量
 六、有効落差

工電 事費 測量及工 事監督費 予備費 計	道路橋梁附換費 用悪水路河川附 換費 何々費 雑工費

00772

- 七、理論馬力
- 八、理論水力
- 九、発電力
- 十、年間発生電力量
- 十一、使用期間

「以上の事項は第一号様式起業計画説明書記載例に準じて記載し起業計画と異なるものによりては各々その事由で附記すること」

十二、工事資金及び工事施行の見込

「工事資金の総額及びその調達方法並びに工事の施行見込について記載すること」

着手期間、電気工事施行認可の日より何ヶ月以内又は昭和何年何月何日迄竣功期間着手の日より何ヶ月又は昭和何年何月何日迄

第二 工事説明書

一、水路選定の理由並びに引水方法

何々「水路其他主な工作物の選定の理由並びに河水の引用方法を説明すること」

二、貯水池又は調整池

- イ、貯水池又は調整池の名称
- ロ、堰堤の名称及び位置（左岸、右岸の別にそれぞれ記載すること）

ハ、全容量及び有効容量何立方「メートル」「貯水容量の計算書を添えること」

ニ、利用水深何「メートル」

ホ、湛水面積何平方「メートル」

ヘ、使用方法

三、各種工事設計の要領

「水路実測図及構造図に示したものの要領を順次説明すること。但し算式を以て計算したものはその計算書を添付すること」

1、堰堤（第何号図参照）

「築造材料、型式、型式選定の理由、基礎地盤の地質（ボーリングを行ったものはその成績表を添付すること）基礎岩盤上満水面までの高さ、堰堤の長さ堤体積、可動堰その他構造の概要を説明し

00773

特に流木路、魚道、舟筏路上砂吐の構造を附記すること。なお堰堤の安定に関する計算書を添えること」

2、取水口（第何号図参照）

何々

3、導水路（第何号図参照）

何々「通水量及び水路断面決定の計算書を添えること」

4、沈砂池（第何号図参照）

何々

5、水槽（第何号図参照）

何々「調圧水槽の場合には襲波及び安定の計算書を添えること」

6、水圧鉄管路（第何号図参照）

何々「水圧鉄管及びアンカーブロックの安定の計算書を添えること」

7、発電所、水車、発電機（第何号図参照）

何々

8、放水路（第何号図参照）

何々「通水量及び放水路断面決定の計算書を添えること」

9、余水路（第何号図参照）

何々「水理計算書を添えること」

四、工事施行の順序

何々

五、作業方法

何々

六、掘鑿土砂の処理

方法「土坪計算表及び土捨場図を添付して各個所の面積並びに土砂包容量の計算を示すこと」

何々

七、水路開鑿のため水路經過地域における山地崩壊防止の方法

何々

八、洪水時における水面隆起及び嵩水の影響

何々（第何号図参照）

「洪水量、堰堤溢流量その他高水の影響を決定した根拠(算出とも)を附記しこれに関する施設の概要を説明すること」

九、量水設備

「取水口附近において使用水量の観測を爲すべき設備を定めその構造の要綱を説明すること」

何々

実施計画説明書には左の図面を添付するものとする。

一 水路実測図

イ、平面図

「縮尺六千分の一以上とし水路の中心線測点番号水路及び附帯工作物の位置を記入して附近の地形を明にすること」

ロ、縦断面図「縮尺横六千分の一以上縦二百分の一以上とし測点番号基準線(高はなるべく地理調査所水準に準拠すること)距離追加距離地盤高切取盛土の高水路底面の高、計画水位(水面勾配を記入すること)並びに実測平面図に示した水路及び

附帯工作物の位置等を記入して取水口及び放水口には最高水位、平水位、最低水位を記入すること」
ハ、横断面図

「縮尺二千分の一以上とし切取盛土面坪計画水位法勾配法面保護工事を記入し各断面間の距離は土坪計算に必要な程度とすること」

二、構造図

1 堰堤(流水路、魚道、土砂吐等を含む)取水

口(制水門を含む)沈砂池、土砂吐、余水路、制水門、隧道、開渠、木樋、水路管、水路橋、水槽、放水路、水圧管、吸出管、水車、発電所

並びに貯水池河水の調整池等の構造図

「縮尺は適宜とし構造の適否を判定するため必要な水位はこれを記入すること」

2 水路開設に伴い施設する各種工作物の構造図

「縮尺又は適宜とし構造の適否を判定するため必要ある水位はこれを記入して水路と新旧工作物との関係を明にした平面図及び断面図を添付

すること」「堀鑿土砂捨揚場附属工作物の構造は特にこれを記載すること」

三、取水口堰堤(その他の工作物を含む)のため洪水時における水面の隆起及び嵩水の影響を示した図面

第五号様式

工事費予算書

工事費概算書中水路工事費については各費目を細別して工事の種類、長、数量、単価、金額及び工法の摘要を示すこと。但し特種のものに付ては別に設計書を添付すること。

各様式に対する備考

一 「」内の事項は起業者において必ず遵守すべき事項を示す。

二 説明書記載事項にして添付図表参照の便宜とするものは必ず(第何号図参照)附記すること。

三 図面には必ず方位縮尺凡例並びに番号及び起業者の氏名を記載し(折疊んだものは上面にも番号及び起業者の氏名を記載すること)説明書と対照に都合よくす

る、なおその目録を調製して申請書末尾に添付すること。

四 計算書その他諸表も前号に準ずること。

五 許可又は認可事項の変更申請書には既許可事項を右傍に朱書すること。

鳥取縣規則第六十二号

鳥取県火薬類取締関係手数料徴収規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県火薬類取締関係手数料徴収規則

第一條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号以下「法」という。)に基き火薬類の製造及び販売その他の許可並びに検査を受けようとするものはこの規則の定めるところにより手数料を納付しなければならぬ。

第二條 手数料を納付すべき者

金額

00776

- 一 法第三條の許可の申請をする者知事の行う許可 四千円
- 二 法第五條の許可の申請をする者 四千円
- 三 法第十二條第一項の許可の申請をする者
 - イ、火薬庫の設置又は移転の許可 千円
 - ロ、火薬庫の構造又は設備の変更の許可 三百円
- 四 法第十五條の完成検査を受けようとする者知事の行う完成検査 八百円
- 五 法第十七條第一項の許可の申請をする者 二百円
- 六 法第二十條の運搬証明書の交付を受けようとする者 百円
- 七 法第二十四條第二項の許可の申請をする者 千円
- 八 丙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者 六百円
- 九 甲種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者 五百円
- 十 乙種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者 四百円

十一 火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者の免状の再交付を受けようとする者 二百円

第三條 手数料は前條第一号第二号第三号第五号及び第七号の各号については許可証交付の際第六号については証明書交付の際第四号第八号第九号第十号及び第十一号については申請書提出の際納額告知書により納付しなければならぬ。

第四條 既に納付した手数料はいかなる理由があつても還付しない。

附 則
この規則は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第四百十八号

鳥取縣建築代理業者名簿に次の者を昭和二十六年九月一日登録した。

昭和二十六年九月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00777

鳥取縣建築代理業者登録名簿

登録番号	登録年月日	本籍	所在地	氏名	業務	備考
一三六	二六、九、一	現	千葉県印旛郡左倉町並木町二〇〇 鳥取市東品治町一〇九ノ四	株式会社熊谷組鳥取出張所 今井 三郎	一級建築士	
一三七	〃	右同	鳥取県西伯郡光徳村大字豊成四六八	米子市東町九九ノ三 上村建設株式会社上村 熊雄	二級	上村 熊雄
一三八	〃	右同	〃	米子市角盤町二丁目一〇九 米子工業建設株式会社林原美清	〃	下菊 鹿藏
一三九	〃	右同	米子市万能町六四	久 古 組	〃	近岡 巖
一四〇	〃	右同	気高郡湖山村一八九六 米子市内町一ノ五	三和建設株式会社 谷口 順一	〃	足立 誠
一四一	〃	右同	角盤町三丁目二五	來間建設興業株式会社 來間 茂	一級	板持 勇夫
一四二	〃	右同	東伯郡旭村大字曹源寺一三六	東伯郡旭村大字今泉 旭工業株式会社 川北 庄一	〃	高田 一男
一四三	〃	〃	岩美郡倉田村大字円通寺八六〇	鳥取市吉方七八ノ四 森下工務店 森下 鹿藏	〃	谷村幾次郎
一四四	〃	〃	鳥取県東伯郡八橋町大字八橋一七二九	榎原建築事務所 榎原 久吉	二級	榎原 久吉
一四五	〃	〃	八頭郡那家町下門尾	柴田 光夫	〃	柴田 光夫

00778

一四六	鳥取市大工町頭二〇ノ四 右同	斧村建設事務所	斧村幾次郎	一級	斧村幾次郎
一四七	東伯郡宇野村一、六三〇 右同	尾崎組事務所	尾崎 文藏	二級	尾崎 文藏
一四八	岩美郡倉田村大字円通寺三〇一 右同		中尾 和成		中尾 和成
一四九	島根県松江市乃木九五 鳥取県米子市東町九九		吉田 光晴	一級	吉田 光晴
一五〇	鳥取県鳥取市三軒屋一五 鳥取市本町一丁目三二	米子市栄町 山本工業株式会社 米子支店 山本	山本 一		内田 左傳
一五一	米子市万能町三八 右同	有限会社笠井建設	笠井金治郎	二級	加藤 誠二
一五二	岩美郡本庄村本庄 右同	株式会社岡田組	岡田 長平		尾崎 切
一五三	気高郡日置村山根 右同	原建築事務所	原 祐二		大西 義藏
一五四	西伯郡大幡村吉長 右同	藤 本 組	藤本源四郎		藤本 一
一五五	東伯郡下北條村田井二五一 二五二 倉吉町住吉町九八	鳥取県東伯郡倉吉町住吉町九六 河田建築事務所 河田 勉三	河田 勉三		古田 和利
一五六	八頭郡用夕瀬町用夕瀬 右同	田淵建築事務所	田淵千代藏		田淵千代藏
一五七	国中村久能寺 右同	津村	津村 俊治		津村 俊治

00779

一五八	右同	気高郡浜村町下原	尾崎	尾崎 幸男	尾崎 幸男
一五九	西伯郡庄内村高田 米子市角盤町一丁目	桑本	桑本真太郎	一級	桑本真太郎

◇鳥取縣告示第四百十九号

岩美郡福部村高江耕地整理組合の換地処分について昭和二十六年九月十一日認可した。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百二十号

発電用水利使用出願手續(大正六年五月鳥取県告示第四百二十二号)は廃止する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百二十一号

鳥取県森林審議会規程を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県森林審議会規程

(目的)

第一條 森林の保続培養と森林生産力の増進とを図りあわせて国土の保全と国民経済の発展に資するため必要な事項を調査審議する目的をもって鳥取県森林審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第二條 審議会は前條の目的を達成するため、森林に関する重要事項について知事の諮問に応じ又は建議するものとする。

(組織)

第三條 審議会は、委員をもつて組織する。

00780

2 委員は、左掲げる者をもつて充てる。

- 一 學識経験を有する者 十人
- 二 県その他の関係行政機関の職員 五人

3 委員は、知事が任命又は委嘱する。

4 第二項第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

5 委員は非常勤とする。

(会長)

第四條 審議会の会長は、前條第二項第一号の委員が互選したをもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(部会)

第五條 知事は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部長を置き、会長が指名する委員をもつて

充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

(会議)

第六條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し、会長において必要があると認められた場合にはこの限りでない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第七條 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命をうけ審議会の事務に当る。

3 幹事は、知事が任命する。

(審議会の事務所)

第八條 審議会の事務所は、鳥取県林務課内に置く。

(雜則)

第九條 この規程に定めるものの外審議会の運営に関し

00781

必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第四百二十二号

鳥取県農業綜合研究所を鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二條の規定による解に昭和二十六年九月一日指定した。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百二十四号

毒物劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第七條の規定に基く毒物劇物取扱者試験を次の通り施行する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目

筆記試験

試験科目 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法 但し農業用のみについて受験するもの 毒物及び劇物の範囲は別記の通りとする。

実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法 但し農業用のみについて受験するもの 毒物及び劇物の範囲は別記の通りとする。

期 日 場 所

昭和二十六年十月十日午前九時から 県会議事堂(一般)

〃 十月十二日〃 東伯郡購買農業協

同組合連合会

(農業用)

志願者は昭和二十六年三月六日鳥取県規則第九号毒物及び劇物取締法施行細則を参照して昭和二十六年十月三日までに受験申請書に試験手数料五百円を添えて所轄保健所に提出すること。

(別記)

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の別表第一の中、一、三、四、七、八及び別表第二の中、三、十一、二十一、二十三、三十一、三十五、三十七、三十九、四十七、五十一、五十二、の各号に掲げるもの、

◇鳥取縣告示第四百二十五号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、認可年月日

八 頭 郡 隼 村 昭和二十六年八月十六日

◇鳥取縣告示第四百二十六号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例改正を認可した。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、認可年月日

日 野 郡 米 沢 村 昭和二十六年八月

二十四日

八 頭 郡 池 田 村 九月六日

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 政党、協会その他の団体に関する報告書要旨
- 一、種 類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
 - 二、期 間 自昭和二十六年五月 一 日
至 昭和二十六年八月三十一日
 - 三、報告書の要旨

政党、協会、その他の団体名

寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円以 上の寄附 件数総額	一件五百円 以上の寄附 件数総額	支出の 総 額	一件千円以 上の支出 件数総額	一件五百円 以上の支出 件数総額
三、〇〇	一	一	一	一	一

日本社会党鳥取県支部連合会

三、〇〇

昭二六、九、四

四、主要な寄附者及び支出

一、寄 附 者

二、支 出

(該当なし)

年 報 告 書 受 理 日